

## 商品関連市場デリバティブ取引に係るご注意

- 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、お客様が差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。
- お客様におかれましては、本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。
- お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、弊社顧客相談室までお申し出ください。

**顧客相談室 <フリーダイヤル:0120-358-066>**

なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR（注<sup>1</sup>）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

( F I N M A C )

電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(注<sup>1</sup>) ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

フジトミ証券株式会社： 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1614号

## 東京商品取引所における商品先物取引に係るご注意

○ 本取引は、商品先物取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている商品デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。(注<sup>1</sup>)

※ この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。

○ また、本取引は、元本（想定元本を含みます）を超える損失が生じるおそれがあります。お客様の当社へのご来店又は勧誘要請により勧誘が開始された場合においても、本取引の内容を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

○ お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、弊社顧客相談室までお申し出ください。

顧客相談室<フリーダイヤル:0120-358-066>

なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR（注<sup>2</sup>）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

日本商品先物取引協会（略称：日商協）相談センター

電話番号 03-3664-6243

（受付時間 平日 9:00～17:00）

（注<sup>1</sup>） 商品先物取引法施行規則第102条の2第1項～2項については例外が認められています。

（注<sup>2</sup>） ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

フジトミ証券株式会社：農林水産省指令4新食第2087号  
経済産業省20221202商第2号